

甲 第 2 0 号 議 案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8  
第8項」に改める。

- (1) 岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第60号）第7条
- (2) 岡山市病院事業の設置等に関する条例（平成12年市条例第47号）第11条
- (3) 岡山市市場事業の設置等に関する条例（平成13年市条例第63号）第6条
- (4) 岡山市下水道事業の設置等に関する条例（平成21年市条例第76号）第6条  
（市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年市条例第1号）の一部  
を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条  
の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成  
27年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改  
め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、  
「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情  
報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

別表第1に次のように加える。

4 市長	岡山市子ども医療費給付条例（昭和48年市条例第47号）による医療費の 給付に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第2の3の項を次のように改める。

3 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額 障害児通所給付費、障害児相談支 援給付費若しくは特例障害児相談 支援給付費の支給又は障害福祉サ	外国人生活保護関係情報であって規則で定め るもの
---------	---	-----------------------------

	サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	
--	---------------------------	--

別表第2の7の項を次のように改める。

7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---	---	-------------------------

別表第2の8の項中「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同表9の項を次のように改める。

9	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の23の項中「支給」の次に「，地域支援事業の実施」を加え、同表29の項を次のように改める。

29	岡山市心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
----	--------------------------------	--

<p>であって規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項及び第3項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）の一部改正に伴い、個人番号の利用の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 2 6 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名捺印」を「を任命権者に提出」に改める。

別記 1 及び別記 2 中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員のサービスの宣誓に関し、宣誓書への署名捺印を廃止する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市職員退職手当基金条例の制定について

岡山市職員退職手当基金条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員退職手当基金条例

(設置及び目的)

第 1 条 職員の退職手当の財源に充てるため、岡山市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

職員の定年引上げに係る経過措置の適用期間中における退職手当の財源を安定的に確保することを目的とした基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。



甲 第 2 4 号 議 案

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の  
制定について

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例を次のように  
制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画に定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）内において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に係る固定資産税の課税免除について、岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の特例を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、本市の促進区域内において、令和5年12月26日から令和7年3月31日までに対象施設を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（令和5年12月26日以後に法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者であって、当該承認地域経済牽引事業者が行う法第25条に規定する承認地域経済牽引事業が、省令第1条各号のいずれにも該当するものに限る。）について、当該対象施

設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（令和5年12月26日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下これらを「固定資産」という。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。

（課税免除の期間）

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度分とする。

（課税免除の申請等）

第4条 課税免除を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における固定資産について、次に掲げる事項を記載した申請書を同月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 氏名又は名称及び代表者氏名
- (3) 事業の種類
- (4) 固定資産の種類、所在、取得年月日及び取得価格並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工（予定）年月日、家屋にあつては種類、構造、床面積、用途及び竣工（予定）年月日
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の規定による申請をした者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項のいずれかに変更を生じたとき。
- (2) 当該課税免除に係る事業を廃止し、又は休止したとき。

（課税免除の取消し）

第5条 市長は、課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その課税免除を取り消すことができる。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第150条又は法人税法（昭和40年法律第

- 34号) 第127条の規定により青色申告の承認を取り消されることとなったとき。
- (2) 課税免除に係る事業を廃止し、若しくは休止したとき又は課税免除に係る事業が休止の状態にあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受けたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(申請期限の特例)

- 2 新たに固定資産税が課されることとなる年度が令和6年度となる固定資産を取得した承認地域経済牽引事業者が、この条例の規定による課税免除を受けようとする場合における第4条第1項の規定の適用については、同項中「同月31日まで」とあるのは、「令和6年4月30日まで」とする。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「による」を「に基づく」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号及び第9号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明」を「同法第120条第1項、第120条の2第1項及び第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付」に改め、同条第8号中「による」を「に基づく」に、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明」を「同法第120条第1項、第120条の2第1項及び第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付」に改め、同条第30号中「第17号」を「第19号」に改め、同号を同条第32号とし、同条中第15号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第14号中「による」を「に基づく」に、「の閲覧書類1件につき」を「を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 1件につき」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号中「による届出」を「に基づく届出」に、「又は同条第2項」を「、同法第48条第2項」に、「による届書」を「に基づく届書」に改め、「事項」の次に「の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同条第15号とし、同条第12号中「による届出」を「に基づく届出」に、「又は同条第2項」を「、同法第48条第2項」に、「による届書」を「に基づく届書」に、「の交付」を「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報

の内容の証明書の交付」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「による」を「に基づく」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「による」を「に基づく」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「による」を「に基づく」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明」を「同法第120条第1項、第120条の2第1項及び第126条の規定に基づく除籍証明書の交付」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円  
第2条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する方法に限る。以下この号及び第11号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

## 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付事務に関する手数料を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例

岡山市営火葬場条例（昭和 3 9 年市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り，第 3 号を第 2 号とする。

別表第 1 岡山市西大寺斎場の部を削る。

附 則

この条例は，公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

岡山市西大寺斎場を廃止するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（平成 1 3 年市条例第 3 4 号）の一  
部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「に掲げる」を「の」に改める。

第 2 2 条中「市長が委嘱した」を「市が置く」に、「売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1  
1 8 号）第 3 5 条第 2 項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員」を「困難な問題を抱  
える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）第 1 1 条第 1 項の女性相談支援  
員」に、「指導」を「援助」に改める。

第 2 3 条第 2 項中「法に基づく一時保護」の次に「（法第 3 条第 3 項第 3 号の一時保護  
をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 3 項第 1 号中「法第 1 0 条第 1 項各号」を「法第  
1 0 条第 1 項又は法第 1 0 条の 2」に、「に掲げる事項に係る」を「の規定による」に改  
める。

第 2 4 条第 1 項中「法第 1 0 条第 1 項第 1 号」を「法第 1 0 条第 1 項」に、「に掲げる  
事項に係る保護命令」を「の規定による接近禁止命令の申立てについて」に、「当該保護  
命令」を「当該接近禁止命令」に改め、同条第 3 項中「保護命令」を「退去等命令」に改  
める。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条第3項第1号並びに第24条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、同日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずる等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和 3 6 年市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 1 5 中「2 2 0, 0 0 0 円」を「2 4 0, 0 0 0 円」に改める。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「2 9 0, 0 0 0 円」を「2 9 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 3 5, 0 0 0 円」を「5 4 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「2 2 0, 0 0 0 円」を「2 4 0, 0 0 0 円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 3 項及び第 7 項中「2 2 0, 0 0 0 円」を「2 4 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 1 2 条の 1 5, 第 1 6 条及び第 1 6 条の 4 の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成 2 8 年市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第 4 条第 1 号中「第 1 5 条の 2」を「第 1 5 条の 3 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の人員に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号及び第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第6号中「第21条第1項第2号」を「第21条第2号」に改める。

第14条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常

時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 2 令和9年3月31日までの間、改正後の第27条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

## 提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条  
例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 2 条の 2」を「第 3 2 条の 3」に改める。

第 9 条第 2 項第 3 号及び第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5  
号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改める。

第 1 3 条に次の 2 項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定に  
より指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措  
置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域に所在し、  
かつ、入所定員が 3 0 人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同  
じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚  
生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 1 2 1 条第 1 項に規定  
する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び  
運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す  
る基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号。以下「指定介護予防サービス等基準」とい

う。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつて



は、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第28条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討

するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第4号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）」を「指定居宅サービス等基準」に、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」を「指定介護予防サービス等基準」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第16条第7項」を「第16条第7項及び第8項」に、「及び第27条」を「並びに第27条」に、「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第11項中「指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に、「調理員その他の職員」を「調理員その他の従業者」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第53条中「第16条第7項」を「第16条第7項及び第8項」に、「、第32条の2」を「から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「及び第48条」を「並びに第48条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第28条第1項（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 令和9年3月31日までの間、新条例第32条の3（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第6号中「とった」を「採った」に改める。

第13条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第14条第3項第2号中「磁気ディスク，光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第3項中「次項において」を「以下」に改める。

第29条中第2項を第7項とし，第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第30条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第37条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第6条第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項第2号の改正

規定及び第37条第1項の改正規定（「（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る部分に限る。）は，公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 令和7年3月31日までの間，この条例による改正後の岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第3項（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「軽費老人ホームは，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。

#### 提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正に伴い，協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「39,840円」を「36,252円」に改め、同項第2号中「55,776円」を「50,988円」に改め、同項第3号中「59,760円」を「54,972円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「23,904円」を「22,704円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「35,856円」を「35,052円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「55,776円」を「54,576円」に改める。

第8条第3項中「又は第9号口」を「, 第9号口, 第10号口, 第11号口, 第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、令和6年度分の介護保険料から適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

令和6年度分から令和8年度分までの介護保険料の保険料率を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 3 4 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9  
6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第 1 1 章  
医療型児童発達支援センター（第 8 8 条—第 9 1 条）」を「第 1 1 章 削除」に改める。

第 2 条中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第 3 条第 1 項中「福祉型児童発達支援センター，医療型児童発達支援センター」を「児  
童発達支援センター」に改める。

第 1 7 条中「第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する平成 2 3 年厚生労働省告示第 3 7 4 号によ  
り厚生労働大臣」を「第 1 2 条の 2 の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第 3 1 条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 3 4 条中「について」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ  
意見聴取その他の措置をとることにより，乳幼児の意見又は意向」を加える。

第 3 6 条中「児童家庭支援センター」の次に「，里親支援センター」を加える。

第 3 9 条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 4 2 条中「について」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意

見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第45条中「婦人相談所」を「里親支援センター，女性相談支援センター」に改める。

第50条中「平成20年厚生労働省告示第141号により厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第60条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第64条中「について」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，児童の意見又は意向」を加える。

第67条中「児童家庭支援センター」の次に「，里親支援センター」を加える。

第68条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め，同条第5号中「肢体不自由」の次に「（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え，同号ア中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第69条第1項中「に規定する平成24年厚生労働省告示第230号により厚生労働大臣」を「の規定によりこども家庭庁長官」に改め，同条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に，「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め，同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に，「認められるもの」を「認められる者」に改める。

第77条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め，同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に，「指導」を「支援」に改める。

第78条第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第82条を次のように改める。

（設備の基準）

第82条 児童発達支援センターの設備の基準は，発達支援室，遊戯室，屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。），医務室，相談室，調理室，便所，静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて，肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には，前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて，医療法に規定する診療所とし

て必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第83条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項から第9項までを削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第83条第10項中「第89条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第84条及び第85条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第86条及び第87条を次のように改める。

第86条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第87条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

## 第11章 削除

### 第88条から第91条まで 削除

第94条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第96条中「について」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，児童の意見又は意向」を加える。

第99条中「児童家庭支援センター」の次に「，里親支援センター」を加える。

第102条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター」に改め，同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め，同条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第106条中「について」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，児童の意見又は意向」を加える。

第109条中「児童家庭支援センター」の次に「，里親支援センター」を加える。

第113条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第17条，第31条，第39条，第50条，第60条及び第69条第1項の改正規定，第83条第1項の改正規定（「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める部分に限る。）並びに第94条及び第102条の改正規定は，公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては，改正後の岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後条例」という。）第82条の規定にかかわらず，当分の間，なお従前の例によることができる。

- 3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後条例第83条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に設置している改正前の岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正前条例」という。）第82条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後条例第82条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置している改正前条例第82条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後条例第83条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

#### 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、児童発達支援センターの類型の一元化に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
2 4 年市条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第 6 1 条）

目次中 第 2 節 人員に関する基準（第 6 2 条・第 6 3 条） を「第 3 章 削除」に

第 3 節 設備に関する基準（第 6 4 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 6 5 条—第 7 0 条）」

改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改め，同条第  
2 号及び第 1 0 号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に  
改め，同条第 1 3 号中「，第 6 1 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 3 条の見出し中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に  
改め，同条第 1 項中「第 2 1 条の 5 の 1 5 第 2 項第 1 号」を「第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項  
第 1 号」に，「第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援」を「第 6 条の 2 の  
2 第 2 項に規定する児童発達支援」に改め，同条第 3 項から第 6 項までの規定中「指定障

「児童通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所している」を「通所している」に改める。

第6条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「（第1号を除く。）」、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第9項中「前項」を「前2項」に、「入所している」を「通所している」に改める。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に

次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第11条ただし書中「にあつては」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては」に改める。

第23条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第23条第4項中「に規定する平成24年厚生労働省告示第231号により厚生労働大臣が」を「の規定によりこども家庭庁長官が別に」に改める。

第24条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第25条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第26条第1項中「次条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次



の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第26条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の具体的内容」を「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第30条（見出しを含む。）中「指導，訓練等」を「支援」に改める。

第35条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第55条第3項中「入所している」を「通所している」に改める。

第56条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「，訓練」を「，支援」に改める。

第58条中「第26条第1項中「次条」を「第26条第1項中「第27条」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第61条から第70条まで 削除

第71条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第74条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第77条中「第26条第1項中「次条」を「第26条第1項中「第27条」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第79条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所は、訓練」を「発達支援を行う場所は、支援」に改める。

第80条中「第26条第1項中「次条」を「第26条第1項中「第27条」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第80条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導，知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に関する」を「支援に関する」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第80条の9中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、第26条の2に、「第47条，第49条，第50条」を「第47条から第50条まで」に、「第52条から第54条まで及び第69条の2」を「及び第52条から第54条まで」に、「読み替える」を「第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第88条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第4項を除く。）」、第26条の3に、「第47条，第49条，第50条」を「第47条から第50条まで」に改め、「第69条の2」を削り、「第26条第1項中「次条」を「第26条第1項中「第27条」に、「第28条」を「第26条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価，保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第28条第1項に、「第54条第2項第1号」を「第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第54条第2項第1号」に改める。

第89条第1項中「第3項及び第6項を除く。）」、第62条」を「第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とある

のは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第62条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第91条第1項中「、第65条」を削り、同条第2項中「、第65条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第65条」を削り、同条第5項中「に規定する平成24年厚生労働省告示第232号により厚生労働大臣」を「の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第92条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、70条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1項の改正規定（「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める部分に限る。）、第5条の改正規定、第6条第9項の改正規定（「入所している」を「通所している」に改める部分に限る。）並びに第23条第4項、第55条第3項及び第91条第5項の改正規定 公布の日

(2) 第49条第1項の改正規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

##### （経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福

祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 改正後条例第26条の2（改正後条例第54条の5、第58条、第77条、第77条の2、第80条及び第80条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同条中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、児童発達支援センターの類型の一元化に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
24年市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第6号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改  
め，同条第11号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に，「第59  
条の4」を「第59条の4第1項」に改める。

第3条第3項中「を作成」を「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の  
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下  
「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害  
福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活  
を営むことができるよう，自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で  
必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成」に改め，同条第5項  
中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第1  
23号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス  
（第46条において「障害福祉サービス」という。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第4条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め，

同条第2項中「心理指導を行う」を「心理支援を行う」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第5条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室，屋外訓練場」を「支援室，屋外遊戯場」に改める。

第17条第4項中「に規定する平成24年厚生労働省告示第231号により厚生労働大臣が」を「の規定によりこども家庭庁長官が別に」に改める。

第20条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第21条第2項中「この条において「アセスメント」という。）を行い、」を「「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児

が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第22条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第25条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第31条中「に規定する平成24年厚生労働省告示第305号により厚生労働大臣」を「の規定によりこども家庭庁長官」に改める。

第39条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において単に「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい



て協議を行わなければならない。

第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第51条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第52条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第57条中「第20条第3項」を「第20条第5項」に、「第22条中「前条」とあるのは「第57条において準用する前条」を「第21条の2第5項及び第6項中「前条」とあるのは「第57条において準用する前条」と、第22条第1項中「前2条」とあるのは「第57条において準用する前2条」に、「同条第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第17条第4項及び第31条の改正規定 公布の日
- (2) 第46条第1項の改正規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

#### 提案理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い、入所児童の地域生活への移行を推進するために必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 5 0 条の 4」を「第 1 5 0 条の 5」に改める。

第 2 条第 1 1 号及び第 1 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め，同条第 1 7 号中「，指定通所支援基準条例第 6 1 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 5 条第 1 項中「平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 3 8 号により」を「こども家庭庁長官及び」に改める。

第 6 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第 7 条に後段として次のように加える。

この場合において，重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第 5 条第 1 項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは，「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第 2 5 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし，第 3 号を第 4 号とし，第 2 号を第 3 号とし，

第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第26条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第3項中「居宅介護計画作成後」を「第1項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第45条第1項中「平成18年厚生労働省告示第538号により」を「こども家庭庁長官及び」に改め、同条第2項中「平成18年厚生労働省告示第540号により」を「こども家庭庁長官及び」に改める。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第51条第1項第4号中「第50条第4項に規定する平成18年厚生労働省告示第544号により」を「第50条第1項第4号に規定する」に改め、同条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第56条第2項及び第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え

る。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号中「同じ。）、理学療法士又は作業療法士」を「同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号ア中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、「平成18年厚生労働省告示第542号により」を削り、同号ウ及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第84条第4項中「平成18年厚生労働省告示第545号により」を削る。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第95条中「同条第3項」を「同条第4項」に、「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第95条の4第1号及び第2号中「第150条の3」を「第150条の4」に改める。

第105条第4項中「平成18年厚生労働省告示第545号により」を「こども家庭庁長官及び」に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第114条第3項中「平成18年厚生労働省告示第547号により」を「こども家庭庁長官及び」に改める。

第120条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第146条第4項中「平成18年厚生労働省告示第545号により厚生労働大臣が」を「厚生労働大臣が別に」に改める。

第147条を次のように改める。

#### 第147条 削除

第150条中「、第61条、第62条」を「から第62条まで」に、「第147条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第147条」と、第68条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第147条」を「第150条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練

（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第68条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第150条において準用する第60条」に改める。

第8章第5節中第150条の4を第150条の5とし、第150条の3を第150条の4とし、第150条の2の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第150条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第139条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第139条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第151条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第138条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要

とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第151条中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第151条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

第151条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第151条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が，利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第158条第5項中「平成18年厚生労働省告示第545号により厚生労働大臣が」を「厚生労働大臣が別に」に改める。

第158条の2中「平成18年厚生労働省告示第553号により」を削る。

第159条第2項第1号中「第147条第1項」を「第60条第1項」に改める。

第160条中「，第61条，第62条」を「から第62条まで」に，「，第147条，第148条」を「，第148条」に，「第147条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第160条において準用する第147条」を「次条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と，第61条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」に改め，「，第147条中「自立訓練（機能訓練）計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と」を削る。

第169条第1項中「第147条」を「第60条」に改める。

第173条中「，第61条，第62条」を「から第62条まで」に，「から第148条まで」を「，第148条」に，「第147条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と，第61条中「前条」とあるのは「第173条において準用



する第147条」を「次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」に、「第60条」とあるのは「第173条において準用する第147条」を「第60条」とあるのは「第173条において準用する第60条」に改め、「平成18年厚生労働省告示第553号により」、「平成18年厚生労働省告示第553号において」及び「第147条中「自立訓練（機能訓練）計画」とあるのは「就労移行支援計画」」を削る。

第179条第2項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第187条中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第192条中「第148条」の次に「第182条第6項」を加え、「第61条」を「第61条第1項」に改め、「第94条第1項中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と」の次に「第182条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第191条第1項の工賃」と」を加える。

第196条中「第176条」の次に「第182条第6項」を加え、「第61条」を「第61条第1項」に改め、「第94条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と」の次に「第182条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第194条第1項の工賃」と」を加える。

第196条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第196条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第196条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア）利用者の数が60以下 1以上

（イ）利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア）利用者の数が30以下 1以上

（イ）利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第196条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第

2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第196条の17を次のように改める。

#### 第196条の17 削除

第196条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「訪問することにより」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第196条の20中「準用する次条第1項」との次に「、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第197条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「この章において「区分省令」を「「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第200条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用

者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第200条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第200条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第203条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第202条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合に

においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第203条中「、第76条」及び「平成18年厚生労働省告示第553号により」を削る。

第203条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第203条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第203条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第203条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第203条の11中「、第76条」を削り、「者及び」の次に「基準省令第170条の2に規定する」を加える。

第203条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第203条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第203条の22中「、第76条」を削り、「第200条の6」を「第200条の7」に改め、「平成18年厚生労働省告示第553号により」を削る。

第204条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」及び「平成18年厚生労働省告示第544号により」を削る。

第208条中「平成18年厚生労働省告示第540号により」を削る。

第209条第1項第3号及び同条第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第210条ただし書中「従事させ」の次に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第212条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第213条第1項中「第150条の4」を「第150条の5」に改める。

附則第2条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同項第1号中「平成18年厚生労働省告示第553号により」を削る。

附則第6条中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第10条第2項中「第200条の6各号」を「第200条の6第1項各号」に改める。

附則第14条第1項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第2項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 就労移行支援」を「第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第162条の2）

第2節 人員に関する基準（第162条の3・第162条の4）

に改める。

第3節 設備に関する基準（第162条の5）

第4節 運営に関する基準（第162条の6—第162条の9）

第10章 就労移行支援」

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第3項中「及び第8章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第162条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第162条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第162条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第162条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第162条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第162条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理



を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第162条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第162条の9 第9条から第20条まで、第23条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第158条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第32条」とあるのは「第162条の9において準用する第91条」と、第20条第2項中「次条第1項」

とあるのは「第162条の9において準用する第146条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第162条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第162条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第162条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第162条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第162条の9において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第172条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第172条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第187条中「第172条」を「第172条の2」に改める。

第192条及び第196条中「第148条」の次に「第172条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例第2条第11号及び第12号，第5条第1項，第7条，第45条第1項及び第2項，第49条第2項，第51条第1項第4号，第56条第2項並びに第57条の改正規定，第80条第1項第2号アの改正規定（「平成18年厚生労働省告示第542号により」を削る部分に限る。），第84条第4項，第105条第4項，第114条第3項，第146条第4項，第158条第5項及び第158条の2の改正規定，第173条の改正規定（「平成18年厚生労働省告示第553号により」及び「平成18年厚生労働省告示第553号において」を削る部分に限る。），第198条第1項第2号の改正規定，第203条の改正規定（「平成18年厚生労働省告示第553号により」を削る部分に限る。），第203条の4第1項第2号の改正規定，第203条の11の改正規定（「者及び」の次に「基準省令第170条の2に規定する」を加える部分に限る。），第203条の22の改正規定（「平成18年厚生労働省告示第553号により」を削る部分に限る。），第204条第2項の改正規定（「平成18年厚生労働省告示第544号により」を削る部分に限る。），第208条及び附則第2条第1項第1号の改正規定並びに附則第14条第1項の改正規定（「区分省令」を「区分命令」に改める部分に限る。）及び同条第2項の改正規定（「区分省令」を「区分命令」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第2条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

2 令和7年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第200条の7（新条例第203条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第203条の10の規定の適用については，新条例第200条の7第2項及び第3項並びに第203条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と，新条例第200条の7第4項及び第203条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

## 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正に伴い、就労選択支援に係る指定障害福祉サービスについての人員に関する基準を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
2 4 年市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

6 指定障害者支援施設等は，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，  
利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し，当該意向を定期的に確認するととも  
に，法第 7 7 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相  
談支援事業を行う者と連携を図りつつ，利用者の希望に沿って地域生活への移行に向け  
た措置を講じなければならない。

7 指定障害者支援施設等は，利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害  
福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決  
定の支援に配慮しつつ，利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉  
サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し，一般相談支援事業又は特定相談支援  
事業を行う者と連携を図りつつ，必要な援助を行わなければならない。

第 4 条第 1 項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第27条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第27条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければ

ばならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第27条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者

と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条を次のように改める。

#### 第57条 削除

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第12号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年3月31日までの間、改正後の第27条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 令和8年3月31日までの間、改正後の第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

提案理由



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正に伴い、利用者の地域生活への移行を推進するために必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年市条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 6 条」を「第 5 5 条」に、「第 5 7 条」を「第 5 6 条」に改める。

第 2 条第 3 号中「、医療型児童発達支援（同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改める。

第 1 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第 1 7 条第 2 項中「以下」の次に「この章において」を加え、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第 1 0 項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条中第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第 5 1 条の 1

7 第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第50条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第52条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第53条を削り、第54条を第53条とし、第55条中「第64条第1項」を「第62条の2」に改め、同条を第54条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2

項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と、第24条第2項中「この章」とあるのは「第4章」と読み替えるものとする。

第56条を削り、第5章中第57条を第56条とし、第58条を第57条とし、第59条を第58条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職員の配置の基準）

第59条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上  
ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごと

に、それぞれ1以上とする。

- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。
- 5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第60条及び第61条を次のように改める。

#### 第60条 削除

（準用）

第61条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第61条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計

画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第24条第2項中「この章」とあるのは「第5章」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第62条の次に次の1条を加える。

（規模）

第62条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第64条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第66条中「第53条」を「第17条」に改める。

第70条を次のように改める。

（準用）

第70条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第70条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2

項」とあるのは「第70条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第70条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第70条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第70条において準用する前条」と、第24条第2項中「この章」とあるのは「第6章」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第85条中「第54条」を「第53条」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第88条中「第54条」を「第53条」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第89条第1項中「，指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第61条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第91条第1項中「第60条第7項」を「第59条第7項」に改め、同条第2項中「第60条第1項第4号」を「第59条第1項第4号」に改め、同条第3項中「第60条第1項第2号」を「第59条第1項第2号」に改める。

附則第2条第1項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第3条第1項及び第2項中「第59条第3項」を「第58条第3項」に改める。

附則第4条第1項中「第56条」を「第55条」に、「第58条第1項」を「第57条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第26項」を「第5条第27項」に、「第56条」を「第55条」に、「第58条第1項」を「第57条第1項」に改める。

附則第6条中「第56条」を「第55条」に、「第59条第1項」を「第58条第1項」に改める。

附則第7条及び附則第8条中「第56条」を「第55条」に改める。

附則第9条中「第59条第6項」を「第58条第6項」に改める。

第2条 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第61条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第61条）」に改める。

第5章の2 就労選択支援（第61条の2—第61条の8）」

第3条第2項中「第8章」を「第5章まで及び第6章から第8章」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

#### 第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第61条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第61条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第61条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務



に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第61条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第61条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第61条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公

共職業安定所，障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は，法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加，公共職業安定所への訪問等により，地域における就労支援に係る社会資源，雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに，利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第61条の8 第8条，第9条（第2項第1号を除く。），第13条から第16条まで，第19条，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第36条まで，第38条，第41条，第43条，第44条及び第45条から第49条までの規定は，就労選択支援の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第30条第2項」と，同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第32条第2項」と，第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき，利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第69条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第69条の2 就労移行支援事業者は，利用者に対し，指定計画相談支援を行う者と連携し，定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第85条中「及び第53条」を「，第53条及び第69条の2」に改める。

第88条中「第53条」の次に「，第69条の2」を加える。

附則第4条第2項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い、就労選択支援の事業に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 7 7 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 6 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 1 1 条第 1 項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない

ない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者

と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

#### 第44条 削除

##### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年3月31日までの間、改正後の第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 令和8年3月31日までの間、改正後の第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設

の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）の一部改正に伴い、利用者の地域生活への移行を推進するために必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 4 1 号 議 案

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 8 条 第 2 項 第 2 号 中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 2 7 9 条 第 1 項 において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 3 条 第 1 項 中 第 4 号 を 第 6 号 と し， 第 3 号 を 第 5 号 と し， 第 2 号 の 次 に 次 の 2 号 を 加 え る。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第34条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第23条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条の3中「準用する第19条第2項」との次に「、同項第3号中「第23条第1項第4号」とあるのは「第42条の3において準用する第23条第1項第4号」とを加え、「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に、「同項第7号」を「同項第8号」に改める。

第44条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第47条中「準用する第19条第2項」との次に「、同項第3号中「第23条第1項第4号」とあるのは「第47条において準用する第23条第1項第4号」とを加え、「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に、「同項第7号」を「同項第8号」に改める。

第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第59条第2項第7号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第54条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第58条の2第1項の規定による勤務の体制等の記録

第62条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第64条中「第59条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号」を「第59条第2項第2号中「第54条第1項第4号」とあるのは「第64条において準用する第54条第1項第4号」と、同項第4号から第7号までの規定」に、「同項第7号」を「同項第8号」に改める。

第103条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第107条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同項に次の2号を加える。

(6) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を

もってサービスの提供を行うこと。

(7) 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

第114条第2項第2号中「第107条第1項第6号に規定する」を「第107条第1項第4号の規定による」に改め、同項第3号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第135条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第137条中「第107条第1項第6号」を「第107条第1項第4号」に改める。

第151条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第168条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第168条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の

促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第169条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第176条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第181条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第186条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第192条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第193条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、

「前項に」を「同項に」に改める。

第194条中「，診療所」を「又は診療所」に改め，「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第196条中第7項を第8項とし，第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第204条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に，「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第205条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に，「とった」を「採った」に改め，同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第206条中「及び第168条」を「，第168条及び第168条の2」に改める。

第209条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に，「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め，同項各号を削り，同条第2項中「第195条第1項に規定する設備」を「第195条第1項から第4項までに規定する設備」に，「前

項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、  
a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること，又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

- 1. 8メートル以上とすること。ただし，中廊下の幅は，2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

- 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し，必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。

- (4) 第2号ア（イ）の共同生活室は，医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

- (5) 前各号に規定するもののほか，療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は，次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は，ユニット及び浴室を有しなければならない。

- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット，廊下，機能訓練室及び浴室については，次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は，1人とすること。ただし，利用者への指定短期入所療



養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、  
a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

- 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第211条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第216条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第217条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第220条に次の1項を加える。

10 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第

2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第239条において準用する第168条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第221条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第230条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第230条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第236条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制

を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。  
第237条に次の1項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第238条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第239条中「及び第161条」を「、第161条及び第168条の2」に改める。

第243条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第249条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第7号から第10号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第11号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第252条第1項中「介護保険法施行令」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」に改める。

第253条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第256条第1項中「指定福祉用具貸与」を「指定福祉用具貸与」に改める。

第257条第1項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第257条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第258条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条中第6項を第8項

とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第263条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第264条第2項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第257条第1項第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第267条中「第264条第2項第2号中」の次に「「第257条第1項第7号」とあるのは「第267条において準用する第257条第1項第7号」と、同項第3号中」

を加え、「同項第3号から第7号」を「同項第4号から第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

第270条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第275条第1項中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第275条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第276条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第277条第2項第2号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を

同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第275条第1項第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第278条中「第261条及び第263条第3項」を「第260条及び第261条」に改める。

第279条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第73条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第80条第2項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。



(3) 第73条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第3項中「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に，「第1項に規定する基準」を「前3項に規定する基準」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については，岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第5条又は岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第27号。以下「介護医療院基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第87条第1項中第5号を第7号とし，第4号を第6号とし，第3号を第5号とし，第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第88条第5項中「第4項」を「第5項」に改め，同項を同条第6項とし，同条中第4項を第5項とし，第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士は，リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては，当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により，当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第90条第2項第7号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め，同号を同項第8号とし，同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に，「とった」を

「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第87条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第97条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第97条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第97条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第99条第2項第6号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第97条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第139条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第5条又は介護医療院基準条例第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第142条第1項第3号を削り、同項第4号中「指定通所リハビリテーション事業者は、」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「指定通所リハビリテーション事業者は、」を「前号の」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供すること。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

第143条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第147条第2項第2号中「第142条第1項第5号に規定する」を「第142条第1項第4号の規定による」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第193条第1項第1号中「岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第27号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項（新条例第93条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（新条例第100条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 令和9年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第100条において準

用する場合に限る。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第8条第2項第2号、第256条第1項及び第279条第1項の改正規定  
公布の日

(2) 第2条の規定 令和6年6月1日

##### (重要事項の掲示に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第42条の3、第47条、第60条、第64条、第81条、第91条、第100条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条（新条例第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第206条（新条例第218条において準用する場合を含む。）、第239条及び第250条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新条例第263条第3項（新条例第267条及び第278条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

##### (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 令和7年3月31日までの間、新条例第157条第6項（新条例第183条の3及び第190条において準用する場合を含む。）、第176条第8項、第196条第6項及び第211条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とある

のは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 令和9年3月31日までの間、新条例第168条の2（新条例第183条、第183条の3、第190条、第206条（新条例第218条において準用する場合を含む。）及び第239条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 5 令和9年3月31日までの間、新条例第230条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第67条」を「第67条第1項」に改め，同項中第11号を削り，第12号を第11号とし，同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に，「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条第1項中第9号を第11号とし，第8号を第10号とし，第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，当該利用者又は他の

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する従業者の」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第2項中「第43条第2項第3号及び第4号」を「前条第2項第4号及び第5号」に改める。

第48条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。



(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第60条第2項第7号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第52条第1項第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の4第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の9第1項第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改める。

第61条の19第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第61条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の30第1項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同項に次の3号を加える。

(6) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(7) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十

分に図ること。

(8) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

第61条の37第2項第2号中「第61条の30第1項第7号に規定する」を「第61条の30第1項第4号の規定による」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第10号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第68条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第73条第1項中「及び次条」を削る。

第81条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第84条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第85条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第85条第3項中「第114条」の次に「、第194条第3項」を加える。

第94条第7号イ中「小規模多機能型居宅介護従業者」を「介護職員」に改め、同号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第108条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第109条第2項第3号及び第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第10号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第113条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第123条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第127条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において

診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第130条中「及び第106条」を「，第106条及び第108条の2」に改める。

第132条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認してい

ること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化，介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため，地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第149条中第2項を第7項とし，第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，第2種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第2種協定指定医

療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第10号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第151条中「及び第101条」を「、第101条及び第108条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第6号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第179条中「及び第61条の17第1項から第4項まで」を「、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2」に改める。

第189条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加え

る。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に  
係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第61条の17第1項から第4項まで」の次に「、第108条の2」を  
加える。

第192条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模  
多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサー  
ビスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療  
養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第7号イ中「その他の従業者」を削り、  
同号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用  
して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結  
果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

第203条第2項第3号及び第6号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定  
による」に改め、同項第9号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採  
った」に改め、同項第10号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第12号  
中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第204条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識するこ  
とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも  
のをいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項第2号、第19  
2条及び第205条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。



(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 令和7年3月31日までの間、新条例第94条第7号ア及び第199条第7号アの規定の適用については、新条例第94条第7号及び第199条第7号中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 令和9年3月31日までの間、新条例第108条の2（新条例第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 令和9年3月31日までの間、新条例第174条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

## 提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「が 3 5」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 6 条第 2 6 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する

員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第2号に次のように加える。

エ 第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録

第32条第2項第3号を次のように改める。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に，「とった」を「採った」に改め，同項第8号中「第13条に規定する」を「第13条第1項及び第2項の規定による」に改める。

第34条第1項中「（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第7条第4項第2号及び第34条第1項の改正規定は，公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間，この条例による改正後の岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定居宅介護支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。

#### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い，テレビ電話装置等を活用したモニタリングに関する要件を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
2 4 年市条例第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 0 項中「第 8 6 号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」と  
いう。」を加え，同条に次の 3 項を加える。

1 1 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規  
定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特  
別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域に所  
在し，かつ，入所定員が 3 0 人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同  
じ。）に岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定め  
る条例（平成 2 4 年市条例第 8 5 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）  
第 1 5 0 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は岡山市指定介護予防サー  
ビス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた  
めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9 0 号。以  
下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 1 3 3 条第 1 項に規定する指定介  
護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護

事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 2 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 3 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協

力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。



4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第43条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第53条第2項第4号中「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）」を「指定居宅サービス等基準条例」に、「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第56条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

3 令和9年3月31日までの間、新条例第34条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 令和9年3月31日までの間、新条例第41条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39

号)の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項第 3 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第 8 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 6 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第 2 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 5 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第 1 項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあって

は、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第35条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第36条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する

事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第41条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第43条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第53条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第2号及び第56条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第36条第3項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用について

は、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

3 令和9年3月31日までの間、新条例第35条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 令和9年3月31日までの間、新条例第41条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める  
条例を廃止する条例の制定について

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止  
する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める  
条例を廃止する条例

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
2 4 年市条例第 8 9 号）は，廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する  
基準を定める条例（以下「廃止条例」という。）第 1 6 条及び第 4 8 条の規定による  
利用料等の受領並びに廃止条例第 1 7 条（廃止条例第 5 6 条において準用する場合を含  
む。）の規定によるサービス提供証明書の交付であって，この条例の施行の際現に受領  
し，又は交付していないものについては，なお従前の例による。

3 廃止条例第 4 2 条第 2 項（廃止条例第 5 6 条において準用する場合を含む。）の記録  
であって，この条例の施行の際現に同項に規定する保存の期間が終了していないもの  
については，なお従前の例による。



## 提案理由

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の設置に関する経過措置期間の終了に伴い、同施設に係る人員、設備及び運営に関する基準を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 6 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第 2 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 5 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第 1 項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあつては，病院に限る。）」に改め，同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，

常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第35条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行った市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第36条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討

するための委員会の設置)

第41条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第53条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第2号及び第56条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第36条第3項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

3 令和9年3月31日までの間、新条例第35条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 令和9年3月31日までの間、新条例第41条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護  
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー  
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護  
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー  
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部  
改正)

第 1 条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防  
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成 2 4 年市条例第 9 0 号) の一部を次のように改正する。

第 5 0 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 5 1 条の 2 第 2 項第 2 号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準  
ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体  
(電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ  
ない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをい  
う。第 2 7 0 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第55条の4第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第56条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第7号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第59条第1項第9号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条第1項第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第63条中「第56条第2項第2号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第63条」と、同項第7号」を「第56条第2項第8号」に改める。

第88条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう」の次に「。第254条第4号及び第268条第3号において同じ」を加え、「家族が」を「家族(以下この号において「利用者等」という。)が」に、「当該利用者又はその家族」を「当該利用者等」に改める。

第122条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」を「身体的拘束等」に改める。

第134条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第140条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第143条第2項中「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「利用者等」を「利用者」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第144条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第144条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第145条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第161条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加



える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第171条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第177条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第178条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第179条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第181条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第183条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第184条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」

に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第185条中「及び第144条」を「、第144条及び第144条の2」に改める。

第195条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業」に、「次のとおりとする」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第209条第1項に規定する設備」を「第209条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、
  - a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

- 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護

予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、
  - a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること，又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること，又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし，中廊下の幅は，2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し，必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は，専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし，利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は，この限りでない。

(4) 第2号ア（イ）の共同生活室は，医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか，療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は，法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第198条中第6項を第7項とし，第5項を第6項とし，第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第199条中第2号を削り，第3号を第2号とする。

第207条に次の1項を加える。

10 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については，これらの規定中「1」とあるのは，「0.9」とする。

(1) 第221条において準用する第144条の2に規定する委員会において，利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い，及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化，介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため，介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第208条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第214条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第214条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第218条中第2項を第7項とし，第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関

を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第220条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第221条中「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の10から」を加え、「（第55条の9第2項を除く。）」を削り、「及び第143条の2」を

「第143条の2及び第144条の2」に改め、「第55条の2の2第2項、」の次に「第55条の4第1項並びに」を加え、「並びに第55条の4第1項」を削り、「同項」を「第55条の4第1項」に改める。

第232条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第237条第2項第2号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第6号から第10号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第11号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第238条中「第55条の4から」の次に「第55条の8まで、第55条の10から」を加え、「(第55条の9第2項を除く。)」を削り、「第213条から第215条まで」を「から第214条まで、第215条」に、「第55条の5第1項及び第2項」を「第55条の6」に改める。

第242条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第243条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第250条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第251条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項



第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第254条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第254条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第254条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第255条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第260条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第265条第2項第2号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第268条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第266条中「第250条第3項」を「第250条第4項」に改める。

第268条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第268条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第269条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供

に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第270条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第75条第2項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第78条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第78条第15号中「及び第10号」を「、第9号及び第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第8号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第79条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第81条第3項中「第83条第1項に規定する人員」を「第83条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第5条又は岡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第27号。以下「介護医療院基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条第2項第7号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第88条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第88条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第9号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第88条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

第94条第2項第6号中「までに規定する」を「までの規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第97条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第97条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第97条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第120条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第5条又は介護医療院基準条例第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第126条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第129条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用

者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第178条第1項第1号中「岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め，同項第4号中「岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第27号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 令和9年3月31日までの間，この条例による改正後の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項（新条例第90条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第55条の10の2（新条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 令和9年3月31日までの間，新条例第55条の2の2（新条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については，同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とす

る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第51条の2第2項第2号及び第270条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和6年6月1日

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第55条の4第3項（新条例第63条、第76条、第86条、第95条、第127条、第146条（新条例第163条において準用する場合を含む。）、第168条の3、第175条、第185条（新条例第200条において準用する場合を含む。）、第221条及び第238条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新条例第250条第3項（新条例第257条及び第266条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 令和7年3月31日までの間、新条例第140条第3項（新条例第163条、第168条の3及び第175条において準用する場合を含む。）及び第181条第3項（新条例第200条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討



するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 令和9年3月31日までの間、新条例第144条の2（新条例第163条、第168条の3、第175条、第185条（新条例第200条において準用する場合を含む。）及び第221条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 5 令和9年3月31日までの間、新条例第214条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正に伴い、協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 5 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方

法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「，指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第54条第3項第2号中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「介護職員」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模

多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第10号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定す

る指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同項第9号中「までに規定する」を「までの規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第33条第3項(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 令和7年3月31日までの間、新条例第54条第3項第1号の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 令和9年3月31日までの間、新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い，協力医療機関との連携に関し必要な事項を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護  
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年市条例第 3 2  
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「第 8 条の 2 第 1 8 項」を「第 8 条の 2 第 1 6 項」に改める。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介  
護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、  
同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ご  
とに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置か  
なければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介  
護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括

支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「，利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ



ービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第7号中「第13条に規定する」を「第13条第1項及び第2項の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「とった」を「採った」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第33条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「及びサービスの評

価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項及び第7条第4項の改正規定、第33条第16号の改正規定（「第13号」を「第14号」に改める部分に限る。）並びに第36条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (重要事項の揭示に係る経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

## 提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、テレビ電話装置等を活用したモニタリングに関する要件を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 0 年市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「，文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「利用している法第 1 9 条第 1 号」を「利用している同号」に、「の法第 1 9 条第 1 号」を「の同号」に改め、同条第 3 項中「利用している法第 1 9 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に、「の法第 1 9 条第 2 号」を「の同条第 2 号」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 2 3 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 3 5 条第 2 項中「利用している法第 1 9 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 1 9 条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前

子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第13条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項」に改める。

第39条第2項中「の法第19条第3号」を「の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第3項中「法第19条第1号又は」を「同条第1号又は」に、「「法第20条第4項」を「「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項」に改める。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第3項、第15条第1項第2号及び第4号、第35条第2項及び第3項、第36条第2項及び第3項、第39条第2項、第44条、第48条、第51条第3項、第52条第2項並びに第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等における重要事項を自動公衆送信により公衆の閲覧に供する義務を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 5 4 号 議 案

岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(岡山市立認定こども園条例の一部改正)

第 1 条 岡山市立認定こども園条例（平成 2 7 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市千種認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市政田開成認定こども園 岡山市東区政津 9 6 1 番地 1 9

第 4 条の表岡山市甲浦認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市浦安芳泉認定こども園 岡山市南区浦安本町 5 1 番地 3

(岡山市立保育所条例の一部改正)

第 2 条 岡山市立保育所条例（昭和 3 9 年市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡山市乙多見保育園の項から岡山市財田保育園の項まで、岡山市金岡保育園の項及び岡山市豊保育園の項を削る。

(岡山市立学校条例の一部改正)

第 3 条 岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立大元幼稚園の項、岡山市立平津幼稚園の項、岡山市立財田幼稚園の項、岡山市立西大寺南幼稚園の項、岡山市立開成幼稚園の項、岡山市立豊幼稚園の項、岡山市立政田幼稚園の項、岡山市立浦安幼稚園の項及び岡山市立芳泉幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

岡山市政田開成認定こども園及び岡山市浦安芳泉認定こども園を設置するとともに、岡山市乙多見保育園ほか4園及び岡山市立大元幼稚園ほか8園を廃止するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和 4 8 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

久保第 3 遊園地	岡山市東区久保
江尻第 3 遊園地	岡山市東区瀬戸町江尻
久保第 4 遊園地	岡山市東区久保
彦崎第 8 遊園地	岡山市南区彦崎

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

久保第 3 遊園地ほか 3 遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 6 号 議 案

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を廃止する条例の制定について  
岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を廃止する条例

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例（平成13年市条例第44号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書及び第43条第1項本文の許可の申請であって、同日において許可又は不許可の処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

提案理由

市街化調整区域における都市計画法第34条第11号の開発行為の許可基準を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 5 7 号 議 案

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例

岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 8 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡山市農業集落排水処理施設条例（平成 2 年市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表坂根地区農業集落排水処理施設の項及び塩納地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

坂根地区農業集落排水処理施設及び塩納地区農業集落排水処理施設を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表3の項（5）ア中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に改め、同イ中「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に改め、同ウ中「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に改め、同エ中「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に改め、同オ中「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に改め、同カ中「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に改め、同キ中「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に改め、同ク中「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改め、同表30の項（2）中「をいう。」の次に「以下この項, 」を, 「金額」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては, 6, 000円）」を加える。

附 則

この条例は, 令和6年4月1日から施行し, 改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は, 同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い, 消防法に基づく危険物の

貯蔵所の設置許可申請に対する審査の手数料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 6 0 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和 3 7 年市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条第 2 項第 3 号エ中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 3 7 条第 1 項第 1 号中「主要構造物」を「特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。））」に、「。主要構造部」を「，特定主要構造部」に，「。その他の」を「，その他の」に改め，同項第 2 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 4 0 条第 1 項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い，屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 1 号 議 案

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例

の一部を改正する条例の制定について

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例

の一部を改正する条例

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例（平成 1 0 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「毎月」を「規則で定めるところにより」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立岡山後楽館高等学校の授業料の徴収方法及び納期限の定めを規則に委任するため、本条例の一部を改正しようとするものである。